

風しんワクチン

接種費用の助成を行います

妊娠初期の妊婦さんが風しんに感染すると、難聴や心疾患、白内障、発達遅滞などの先天性風しん症候群の赤ちゃんが生まれる可能性があります。風しんの感染予防には予防接種が効果的ですが、妊娠中は予防接種が受けられないため、妊娠を予定又は希望している女性や妊婦の同居家族（特にパートナー）が予防接種を受けることが望ましいとされています。

大山町では、次のとおり風しんワクチン接種費用の助成を行っています。

対象者

- ・ 大山町民の方で、
- ・ 19歳以上49歳以下の女性（平成26年4月1日現在）
- ・ 妊婦の夫（内縁を含む）

助成額

1人につき8,000円を助成します。（生活保護の方は全額助成）

（ただし、接種金額が8,000円未満の場合はその金額が助成額です。）

医療機関で全額費用をお支払いいただいた後、助成の手続きをしていただきます。

対象となる接種

風しんワクチン または 麻しん風しん混合ワクチン（MR）

ただし、平成25年6月1日以降に接種されたもの。

申請方法

●申請場所
保健課（保健福祉センターなわ内）

各支所総合窓口課

必要書類

- ・ 風しんワクチン接種費緊急助成事業接種済証兼領収証（医療機関で発行します）または医療機関発行の領収証（ワクチンのメーカー、ロット番号が分かるもの）
- ・ 母子健康手帳（妊婦の夫の場合）
- ・ 印鑑（シャチハタ等ゴム印）

●申請期間 平成26年3月末日まで

その他

- ・ 妊娠中の方は接種を受けることができません。また、接種後2か月間は妊娠を避ける必要がありますので、ご注意ください。
- ・ 医療機関の指定はありませんが、事前に予約されることをお勧めします。

◆問い合わせ先 保健課

0859-5415206



平成26年度から

国民健康保険税(普通徴収)の納期が変わります

【国民健康保険税の納期】

国民健康保険税（国保税）は、世帯主が国保の加入者であるなしにかかわらず、世帯主が納税義務者になります。また、世帯の国保加入者全員の国保税を合計して世帯主に課税するため、加入者の多い世帯では税額が大きくなります。

現行の納期（4期）では家計への負担が大きいため、平成26年度から1期あたりの納付額を少なくし、納付しやすくするために、納期を8期に変更します。

なお、年金から保険税が天引きにより納付（特別徴収）されている方は、現行どおり年金支給月の年6回で納めていただきます。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
変更前 (平成25年度まで)	1期		2期		3期			4期
変更後 (平成26年度から)	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

◆問い合わせ先 税務課 ☎0859-54-5208